

耐震偽装による制度改革は消費者負担を増すだけ
急がれる建築基本法制定

11月28日施行の改正建築士法では構造設計一級建築士と設備設計一級建築士が創設された。これまでは専門性が高い割には低い報酬で下請けという立場に甘んじていた業界の強い要望により実現することになった。

要望は聞き入れられたものの、建築設備士の団体は設備設計一級建築士制度が始まれば建築設備士が活用される範囲が狭められると警戒している。

■構造・設備の新資格で確認申請の停滞の恐れ

国交省は建築設備士はこれまで通り活用されるだろうと公言しているがその保証はまったくない。改正法では設備設計一級建築士を有している事務所に所属していなければ「3階建て以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物」は扱えないことになった。設備設計一級建築士の不足から名義貸しを誘発したり、建築設備士のさらなる下請け化が進むのではないだろうか。

現在建築設備士の登録者数は33,000人であるが、その内どれほどの人が一級建築士に合格し、さらに取得後5年以上の実務を経て設備設計一級建築士を取得することができるのであろうか。設備設計一級建築士の不足によって再び確認申請の停滞を招くのは必至である。「研修でも何でもして合格しろ」という国交省の強弁は現実的でない。

国交省の資料によると（社）日本建築構造技術者協会の構造建築士は2,700人、（社）日本建築士会連合会の構造専攻建築士は1,350人である。これらの人がまず構造設計一級建築士を取得する。国交省はその内2,000人の適合性判定資格者と見込んでいる。

適合判定資格者は構造設計の業務を兼務する者も多いと思われるが、有資格者の半数近くが適合性判定資格者として適判業務に関わるという想定は明らかに破綻している。

実務の現場では構造技術者の離職が顕著である。改正建築基準法の影響で激務を強いられ、告示1206号の見直しが進まずに賃金は据え置かれたままで体を壊している技術者も多い。新たに構造一級建築士を取得してまで今の仕事を続けていこうという意欲はないという声をよく聞く。今後若い構造技術者が急激に現れてくるとは考えにくい。構造技術者不足は避けて通れない大問題である。医師不足が医療崩壊を招いたように、建築業界も技術者不足によって建設崩壊に至る可能性が高い。

■公共事業から早急な業務報酬見直しを

現在、社会資本整備審議会の小委員会で業務報酬基準の見直しが検討されている最中でなかなか結論が出てこない。

耐震偽装事件の背景に構造技術者の待遇の問題があった。以前は構造技術者は元請け建

建築事務所からの下請けになるため十分な構造設計料を求められない状況があった。皮肉なことに阪神大震災や耐震偽装事件があって初めて建築士の重要性が認識され、業務に似合う報酬が請求できる土壌ができてきた。しかしまだ業務報酬基準通りに報酬が支払われているとはいえない状況なので、業務報酬基準の見直し後は公共事業から率先して業務報酬基準の遵守を求めたい。

業務報酬基準に準拠することが独禁法に抵触するという理由で強制力を持たないというのはナンセンスである。耐震偽装事件の教訓から、国民は安全な建築物を求め、建築士は「国民の生命、健康及び財産の保護」を付託されているのでそれに相応しい最低限の報酬を得ることに問題ないはずである。

■改正建築基準法半年で経済損失 4.5 兆円

改正建築基準法が施行されてあと1月余りで1年になる。建築着工統計調査報告では新設住宅着工戸数は9月から徐々に回復してきたのが3月にはまた落ち込んでしまっている。国交省は改正法施行後の半年間でGDP4.5兆円の損失を招いたが、この1年間でどれくらいの損失になるのかは詳しい調査報告を待たなければならないが大変深刻な状況であることは間違いない。

この損失は建設関連業者の倒産、失業、家族崩壊、自殺に直結している。そのための社会保障費の負担も大きくなる。行政機関の国家公務員33万人の給料3.3兆円を返上しても到底追いつくものではない。さらに3月号で触れたように半年の損失分4.5兆円で国の目標である全国の耐震化率90%は達成できる計算になる。国交省の失策は国民の生命と財産を毀損したことになるので国交省はこのことをよく認識してほしい。

国交省は改正建築基準法の影響による着工数の減少の原因を「周知不足や設計者の不慣れ」としてきたが、今度は米国のサブプライムローンや原油の高騰などの影響によって「日本経済が停滞しているため」と言い出しかねないので気をつけた方がいい。

■95%の建築技術者が改正の抜本の見直しを望む

国交省は着工数の前年度比マイナスの値が小さくなっていることをもって「回復してきた」と公言しているが、潜在需要を考えれば未着工分の含みがあるので前年度比の値がプラスに転じなければ「回復してきた」ことにはならず、国民は国交省の言うことを鵜呑みにしてはいけない。

確認申請の適判合格件数はようやく2,000件台になってきたが横ばい状態で推移している。適判合格件数の伸び悩みは大臣認定プログラムの承認が増えることで解決するのが注視していきたい。

国交省は適判物件の確認審査に要する日数を80日と認識している。建設業協会の調査では事前相談と確認審査を合わせた期間は87日であるが、ある特定行政庁では手つかずの書類が溜まっているので新たな申請を受け付けるまでに3ヶ月待ちの状態である。しかも構造設計事務所も混み合っているのでそこでも3ヶ月待たなくてはならない状態である。かつては3週間～1カ月ですんだ確認審査が今は半年以上かかってしまう状況は資本

主義経済において異常な出来事である。

昨年6月の改正建築基準法施行以降、建築技術者の95%が改正法の抜本的見直しを訴え続けているにもかかわらず、場当たりの「重箱の隅をつつく」程度の運用の見直しを小出しにしてお茶を濁そうとする国交省の態度には業界をあげてレッドカードを突きつけるべきである。まず早急に、確認申請受理後の修正を認め、事前相談の手間を省くこと、さらに適判の対象範囲を限定し、本来のピアチェックの姿に戻すべきである。

平時において確認申請が停滞している状況では震災時には到底対応できない。震災復興時には特別処置法を緊急に制定して確認申請の簡略化が図れるはずである。そうなると改正建築基準法は意味をなさなくなる。改正建築基準法と災害時の対応の整合性を国交省はどのように想定しているのだろうか。

社会資本整備審議会の議事録を見れば、国交省が作ったシナリオ通りに会議が進み、委員から出される意見を参考意見程度にくみ取り、議論らしい議論がないままに委員長預かりで決定する様子がかがえる。

社会資本整備審議会の委員は改悪法の制定に荷担しているということをよく認識してもらいたい。

旧公団（現UR都市再生機構）が行った46棟の耐震強度不足事件（実質的に耐震偽装ではないか）には完全に頼被りし、一連の耐震偽装事件を誘発した当事者である国交省が日本経済の崩壊も日本文化の破壊も顧みずに次々と法律を制定させていくことに国民として大いに憤りを感じる。

■耐震偽装に伴う制度改革はいずれも消費者負担増

耐震偽装事件を受けて国交省が行った一連の施策は改正建築基準法、改正建築士法、特定住宅瑕疵担保責任履行法と立て続けに施行されてしまっているがすべて消費者の負担増を招くものである。その負担がどれほどになるかまったくシミュレーションされていないのはいかがなものか。

商品やサービスは価格を提示されて初めて消費者は選択できる。これらの施策が実際に消費者にどの程度の負担増になるか予め示されることで受け入れられる。建築はもっとも高価な経済行為であるので費用提示をしないでどんどん法改正するのは詐欺に等しい。

一連の法改正によって建設コストは1割強上昇してしまうのではないだろうか。このことを消費者はどのように認識しているだろうか。

国交省は経済を停滞させ、住宅取得という国民の夢を奪うような施策を詐欺同然に行っていることに国民はNOを突きつけるべきである。

ここまで完全に破綻してしまった建築行政を改革するためには、当事者である国交省を排し、建築界全体で大局にたって行うべきである。建築界の「ミッションとビジョン」を明確にし、「建築基本法」を制定する時期に来ている。

木地鶴三（JANJAN記者）